

消防車等が消防訓練においてサイレンを吹鳴しますから、消防法第26条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年1月26日

京都市消防局長 名畠 徹

行政区	訓練実施場所	吹鳴日時	出動車両
東山区	東山区清水一丁目294番地 清水寺	令和8年1月27日 午前11時00分～ 正午	3台

(消防局警防部警防課)